平成２５年５月２８日

各　　位

会　社　名　シキボウ株式会社
代表者名　取締役社長
能　條　武　夫
コード番号　3109
お問合せ先　総務部長
竹　田　広　明
TEL (06)6268-5490

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２５年５月２８日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成２５年６月２７日開催予定の第２００回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 株主の皆様の便宜を図るため、会社法第194条第１項に基づき、単元未満株式の買増請求に関する規定を新設するほか、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成２５年６月２７日
定款変更の効力発生日	平成２５年６月２７日

以　　上

（別　紙）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～20.　　（条文の記載省略） （新　　設） 21. 前各号に関連する一切の事業 第３条～第８条　（条文の記載省略） （単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．～３．　　（条文の記載省略） （新　　設） （新　　設） 第10条～第38条　（条文の記載省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～20.　　（現行どおり） 21. 再生可能エネルギーを利用した発電および電気の供給、販売 22. 前各号に関連する一切の事業 第３条～第８条　（現行どおり） （単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １．～３．　　（現行どおり） ４．次条に定める請求をする権利 （単元未満株式の買増請求） 第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。ただし、当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 第11条～第39条　（現行どおり）